

燃やすすかないごみ  
プラスチック資源  
破碎ごみ

## の収集地域と曜日

集積場所に出すごみと資源は、必ず市指定袋で。  
(他市町村の指定袋やレジ袋や黒色袋などの指定外袋で出された場合、市は収集しません。)

収集地域 (五十音順)		燃やすすかないごみの収集曜日	プラスチック資源の収集曜日	破碎ごみの収集曜日 (第5水曜日は回収しません)
<b>南部地域</b>	旭町、稲荷町、川井町、北島町、五条町、栄町一丁目(駅西線沿)、栄町二丁目、下本町、昭和町、曾野町、大市場町、大山寺町、大山寺本町、大山寺元町、大地新町、大地町、中央町、中本町(県道南)、野寄町、本町(県道南)、南新町	月・木	水	第1、第3水曜日
<b>北部地域</b>	泉町、石仏町、井上町、神野町、西市町、栄町一丁目、新柳町、新柳町1区、鈴井町、中野町、中本町(県道北)、東町、東新町(岩倉団地)、本町(県道北)、宮前町、八剣町	火・金		第2、第4水曜日

年末年始を除く祝日も収集します。

### 分別収集 日程表

・収集日の朝8時30分までに、各地域の指定された分別収集場所へ仕分けして出してください。  
・雨天の場合でも実施します。ただし、暴風警報発令時等実施が困難な場合は、各区の判断により中止となる場合がありますので、ご注意ください。  
・表中の★印は通常の実施週末または実施曜日と異なっていますのでご注意ください。

曜日	地区名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1火曜日	八剣町・井上町・神野町・石仏町	7日(火)	★12日(火)	2日(火)	7日(火)	4日(火)	1日(火)	6日(火)	★10日(火)	1日(火)	5日(火)	2日(火)	2日(火)
第1金曜日	曾野町・稲荷町・大山寺町・大山寺元町・大山寺本町・五条町・大市場町	3日(金)	1日(金)	5日(金)	3日(金)	7日(金)	4日(金)	2日(金)	6日(金)	4日(金)	★8日(金)	5日(金)	5日(金)
第2火曜日	大地町・大地新町・中央町・南新町・川井町・北島町・野寄町	14日(火)	★19日(火)	9日(火)	14日(火)	★18日(火)	8日(火)	13日(火)	★17日(火)	8日(火)	12日(火)	9日(火)	9日(火)
第2金曜日	東新町(岩倉団地)	10日(金)	8日(金)	12日(金)	10日(金)	14日(金)	11日(金)	9日(金)	13日(金)	11日(金)	★15日(金)	12日(金)	12日(金)
第3火曜日	中本町・東町・中野町・鈴井町	21日(火)	★26日(火)	16日(火)	21日(火)	★25日(火)	15日(火)	20日(火)	★24日(火)	15日(火)	19日(火)	16日(火)	16日(火)
第3金曜日	下本町・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町・新柳町1区	17日(金)	15日(金)	19日(金)	17日(金)	21日(金)	18日(金)	16日(金)	20日(金)	18日(金)	★22日(金)	19日(金)	19日(金)
第4火曜日	泉町・西市町・本町・宮前町・栄町一丁目	28日(火)	★29日(金)	23日(火)	28日(火)	★28日(金)	★29日(火)	27日(火)	★27日(金)	22日(火)	26日(火)	★26日(金)	23日(火)

### 日曜資源回収 日程表

・雨天の場合でも実施します。ただし、暴風警報発令時等実施が困難な場合は中止となる場合がありますので、ご注意ください。  
・受付時間は午前9時から正午までです。出すことのできる品目は通常の分別収集と同じです。

曜日	地区名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1日曜日	e-ライフプラザ	5日(日)	3日(日)	7日(日)	5日(日)	2日(日)	6日(日)	4日(日)	1日(日)	6日(日)	実施しません	7日(日)	7日(日)
第2日曜日	防災公園(消防署東)	12日(日)	10日(日)	14日(日)	12日(日)	9日(日)	13日(日)	11日(日)	8日(日)	13日(日)	10日(日)	14日(日)	14日(日)
第3日曜日	e-ライフプラザ	19日(日)	17日(日)	21日(日)	19日(日)	16日(日)	20日(日)	18日(日)	15日(日)	20日(日)	17日(日)	21日(日)	21日(日)
第4日曜日	防災公園(消防署東)	26日(日)	24日(日)	28日(日)	26日(日)	23日(日)	27日(日)	25日(日)	22日(日)	27日(日)	24日(日)	28日(日)	28日(日)

※令和8年度から「古紙と古着の日」は実施しません。古紙、古着は分別収集に出してください。

### 使用済みの食用油を回収しています

揚げ物を調理したときなどに出る使用済みの食用油を回収し、航空燃料(SAF)にリサイクルします。地球にやさしい取り組みにぜひご参加ください。

- 回収する油** 植物性の食用油  
(キャノーラ油、ごま油、オリーブ油等)  
※動物性油(ラード、バター等)、燃料、機械油等は回収しません。  
※揚げカスは取り除いてください。

**出し方**  
ペットボトル、びん等の口がしまる透明な容器に入れて、容器ごと出してください。

### 令和8年4月から市役所でも回収を開始します!

- 回収場所**
- 市役所 3階環境政策課  
月～金曜日  
午前8時30分～午後5時15分  
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)  
※令和8年6月より午前9時～午後4時
  - 清掃事務所(e-ライフプラザ)  
月～金曜日 午前9時～午後4時  
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)



### 小牧岩倉エコルセンター

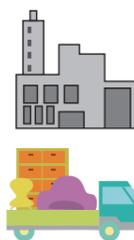
**所在地**  
小牧市野口2881-9

**電話番号**  
☎0568-79-1211

**受付時間等**  
午前9時～正午  
午後1時～午後4時  
土日、年末年始は休業  
(月曜日から金曜日の祝日は営業しています)

**持ち込み可能なごみ**  
燃やすすかないごみ、破碎ごみ、粗大ごみ  
※資源の持ち込みはできません。

**費用等**  
直接お問い合わせください。



### 一般廃棄物処理業者

一時多量ごみ、家電リサイクル法対象品目、事業系ごみ収集運搬業者については、インターネットで「岩倉市 一般廃棄物処理業者」と検索し、岩倉市ホームページの「一般廃棄物処理業許可業者一覧」をご確認ください。  
費用等は直接お問い合わせください。



### 分別収集するごみを破碎ごみ袋等に入れて出さないで

乾電池類(充電電池を含む小型家電)、スプレー缶、カセットガスボンベ等が原因で、収集車両に火災や爆発が発生しています。特に、モバイルバッテリーや電子タバコ等の充電ができる小型家電に使われているリチウムイオン電池からの発火が増えています。分別収集のごみは必ず正しい分類で出すようにしてください。



### 私有地への不法投棄物の処理は、土地の管理責任者が行ってください

私有地(自宅や田畑等)に不法投棄がされた場合は、土地の所有者・管理者の責任で処分していただくこととなります。私有地への不法投棄物の処分は、市では行いませんのでご理解の上ご協力をお願いいたします。



### ごみの収集、減量、資源回収などに関するお問い合わせは

岩倉市清掃事務所 ☎0587-66-5912 FAX 0587-66-5942 岩倉市石仏町稲葉1番地  
岩倉市環境政策課(市役所3階) ☎0587-38-5808 FAX 0587-50-0365 岩倉市栄町一丁目66番地